

事務局（局長） 只今から、令和５年第５回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

会長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第３条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。

議長（会長） これより本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員１９名中１８名、推進委員２０名中１８名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、１９番 池田雄一委員、２８番 日野修次委員、３３番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

まず、日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、１４番 山首憲市委員と１５番 大野定徳委員を指名いたします。

次に、日程第２ 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第３ 議案審議に入ります。

まず、議案第３６号『農地法第３条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長） 議案第３６号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書１ページをご覧ください。

１番、柚木の土地、田３筆３，７５７㎡及び畑６筆２，０７９㎡は、贈与による所有権移転です。

所有権移転後は、水稻と野菜を栽培します。

農業は、譲受人が年間を通して従事します。

２番、東大洲の土地、畑２筆４２１㎡は、売買による所有権移転となります。

所有権移転後は、露地野菜を栽培します。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

３番、八多喜町の土地、田２筆１，２８７㎡及び畑７筆１，３６０㎡は、贈与による所有権移転です。

所有権移転後は、水稻や野菜の栽培をします。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

４番、白滝の土地、畑３筆１，４４４㎡は、売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、露地野菜の栽培を計画しています。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

５番、肱川町大谷の土地、畑２筆１５５㎡は、贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培します。

農業は、譲受人が年間を通して従事します。

以上、５件です。ご審議をよろしくお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1 番

1 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は2ページをご覧ください。

1 番案件は、譲渡人が所有する共有名義の農地の持分全部を、譲受人へ贈与にて所有権移転を行うもので、申請地は、大洲市役所から南へ約900mに点在する農地となります。

農業は、譲受人が年間を通じて従事しますが、持分を共有する市内の親族と一緒に管理をする計画であり、問題はないものと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

2 番。

3 番

2 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページをご覧ください。

2 番案件は、売買による所有権移転で、申請地は、大洲道路の大洲北インターチェンジ出口から南西へ約850mにある農地2筆です。

農業は、譲受人家族が年間を通じて従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま

す。調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

3 番。

2 2 番

3 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3 番案件は、地元の有志へ農地管理を任せるため、贈与により所有権を移転するもので、申請地は自宅から約500mに点在している農地になります。

譲受人は、家族で年間を通じて農業に従事しており、今後においても水稻や野菜の栽培を行うもので、所有権移転後の管理に問題はないと思われま

す。その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

4 番。

3 0 番

4 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4 番案件は、売買にて所有権移転をするもので、申請地は、J R伊予

	白滝駅から南東へ約150mにある農地3筆です。 申請によると、譲受人の自宅に隣接している、譲渡人が管理する農地を今回取得して、同居する両親と一緒に農業従事をするための新規営農計画書が提出されております。 その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	5番。
34番	5番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は6ページを参考にしてください。 5番案件の申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地2筆で、今回、当事者間の合意により、贈与での所有権移転を行うものです。 農業は、譲受人が年間を通して従事しており、耕作管理に関する問題はこれまで生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われまます。 その他、申請書類の内容や調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第37号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	失礼いたします。議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の7ページから9ページまでを併せてご覧ください。 まず、1番について説明させていただく前に、2番で議案上程予定であった菅田町菅田の土地8筆及び富士の土地2筆についてですが、5月2日付けで申請者代理人から、今回の申請にあたり建築物及び構造物について許可等の確認をしていたところ、建築確認許可を受けていないことが判明したため、取下げ書が提出されましたので、同日付で事務局が受理しました。このことにより、2番案件につきましては、今回の総会に議案上程しないことをご報告申し上げます。

それでは、1番、梅川の土地2筆です。

申請地は、山間部に位置した傾斜地で、周りを山林で囲まれており、農地としての維持管理が難しく、生産性の低い農地であるため、杉や桧を植林し、山林として利用するものであります。

本案件につきましては、昨年8月の第8回定例総会で農用地区域の除外についてご審議頂きました案件であり、農振法第12条公告がなされています。

申請地は、別紙「議案説明資料」8ページの位置図において南方にある赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から南東に約6.0kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

10番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから9ページまでをご覧ください。

本件は、昨年8月に開催されました第8回定例総会の「議案第53号 農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第8回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。なお、既に当該土地には植林をされており、違反転用になっていることから、始末書を提出いただいております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第38号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局（専門員兼
農政係長）

事務局の説明を求めます。

失礼いたします。議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」10ページから13ページまでを、併せてご覧ください。

1番、豊茂の土地、53㎡の案件は、譲受人の営農の効率化を図るために、隣接の宅地と申請地を取得し、自己及び地元の方々に利用できる農業用倉庫（乾燥場）を建築しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北西に約23.0kmのところに位置し、農地区分は、「農用地区域内農地」であります。

農地区分は「農用地区域内農地」ですが、農業振興地域整備計画の用途区分の変更により、農地から「農業用施設用地」となり、申請地に隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するために必要であると認められることから、農地法施行令第11条第1項第2号二及び農地法施行規則第54条により、不許可の例外にあたり、問題ないものと思われます。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準について、ご審議をお願いいたします。

以上1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

29番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを、参考にしてください。申請地は11ページの位置図のとおり、大洲市豊茂公民館から西へ約1.3kmに位置する農地になります。

本件は、事務局から説明がありましたように、本年の第3回定例総会において、用途区分の変更を審議した案件でございます。

その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第39号『非農地証明について』を議題といたします。

	事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼 農政係長）	失礼いたします。議案第39号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書4ページ、並びに別紙「議案説明資料」14ページから17ページまでを、併せてご覧ください。 1番、八多喜町の土地、4筆 合計2,264㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申出によりますと、申請地に30年以上前に杉を植林し、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
22番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の14ページから17ページを、参考にしてください。 申請地は15ページの位置見取図のとおり、八多浪集会所から西へ約1.6kmから1.8kmまでの範囲に位置する農地になります。 申請によりますと、申請地に30年以上前に杉を植林し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。 申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上が経過しているものと推察することができます。農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第40号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼 農地係長）	議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の5ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

2番、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

3番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

4番から8ページの19番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、水稻や麦、大豆を栽培するため、賃借権を4番、及び7ページの12番から15番について、それぞれ10年間設定するものです。

次に9ページの20番は、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

21番と22番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

10ページの26番は、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

11ページの32番から12ページの35番も、「利用権の設定を受ける者」と同一で、いずれも野菜を栽培するため、32番と34番、12ページの35番は、賃借権を、33番は、使用賃借権をそれぞれ10年間設定するものです。

続いて、38番は、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

13ページになります。

以上、利用権設定件・筆数、42件・58筆、利用権設定総面積、86,693㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は14ページをご覧ください。

1番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地を取得しようとするものです。

1番、東大洲の土地、田1筆 1,377㎡、利用目的は「水稻」です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・1筆、所有権移転総面積、1,377㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第41号『令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』と議案第42号『令和5年度の目標及びその達成

に向けた活動計画について』、議案第43号『令和5年度最適化活動の目標の設定等について』は、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

失礼いたします。議案第41号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び議案第42号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、並びに議案第43号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を、一括してご説明申し上げます。

議案書15ページから28ページまでを、ご覧ください。

この三つの議案につきましては、先月の定例総会において、協議事項としてあげさせていただきましたが、この内容につきまして各委員さんから格別ご意見ありませんでしたので、ここに記載しておりますとおり、今後、愛媛県を通じて中国四国農政局へ報告させていただきます。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。